

# 令和6年度学校体育（スポーツ）施設開放事業

## 手続き等の流れについて

- ① 事業内容について、五所川原市のホームページ（令和5年12月1日付）及び広報ごしよがわら（令和6年1月号）に掲載



- ② 使用希望団体が「学校施設使用申請書(スポーツ)」「使用者名簿」に記入し教育委員会へ提出



（教育総務室等経由でも良い）

※受付期間：令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）

- ③ 教育委員会から各学校へ使用申請状況の報告・学校施設状況の確認（2月中旬）



- ④ 許可手続きを行い、許可書の写しを学校へ送付（3月上旬）



- ⑤ 使用団体への説明会で「許可書の交付」「日誌を引渡し」（3月上旬）



- ⑥ 申請者から使用者名簿及びスポーツ傷害保険等（写）の提出（3月下旬～4月上旬）



※ 学校施設使用前に提出する。

- ⑦ 教育委員会から学校へ書類提出済団体を通知する。（3月下旬～4月上旬）



※ 通知のない団体への鍵の貸与は行わない。

- ⑧ 教育委員会から使用申請者へ学校に連絡するように伝える。使用者は学校へ連絡し、



鍵の貸与、施設使用上の注意について説明を受ける。（3月下旬～4月上旬）

- ⑨ 申請団体使用開始（各学校の使用期間により使用）



- ⑩ 使用期間終了後、鍵を学校に返却し、また日誌を学校に確認してもらい、教育委員会へ提出（提出が無ければ、次年度の使用はできない場合があります）

※使用団体で、使用者に変更があればその都度使用者名簿及びスポーツ傷害保険等の（写）を必ず提出すること。また、使用者名簿とスポーツ傷害保険の使用者及び保険加入者が必ず同一であること。スポーツ傷害保険等には指導者等も含む、施設使用者全員が加入すること。